

意見書

3月定例会では、議員提出議案の可決により、3件の意見書を関係機関へ送付しました。

意見書とは、市など地方公共団体の公共の利益に関することについて、議会としての意思をまとめ、国会または関係行政庁に意見として提出するものであり、地方自治法第99条に定められています。

小平霊園のさいかち窪湧水池の復活を求める意見書

小平霊園には、約9千本の高木、約7千株の低木があり、さらに一般墓地に植えられた樹木



大雨直後のさいかち窪(平成10年10月撮影)



現在のさいかち窪

と、敷地全体に広がる芝生、草が織りなして、豊かな緑の環境をつくり出しています。墓参りだけでなく、散策、休息、自然観察等の場として大変貴重です。ただ、惜しいことに景観のアクセントとなる池などの水辺がありません。

一方、この園内中央北寄りにある雑木林の中のくぼ地は、かつて北に向かって流れる黒目川の水源湧水池でした。この湧水池は、大雨の後、四、五年に一度出現する幻の池、さいかち窪の池とも言われていますが、今では枯れています。

この湧水池を、広い園内に降る雨水を利用して復活させ、自然環境をさらに豊かに魅力あるものにし、あわせて最上流部が枯渇した黒目川に水を供給して清流を復活させることができれば、どんなにすばらしいでしょう。

よって本市議会は、東京都に對し、小平霊園の敷地内各所に雨水浸透施設をつくり雨水浸透を強化し、地下水位上昇を図る

ことにより、湧水池復活を促すよう要望します。
東京都知事あて

公共事業における賃金等の確保に関する意見書

今日の経済状況のもと、建設投資の落ち込み、ダンピング受注競争のほか、公正な元請・下請取引に係る書面契約の無視などにより、労働者にとって賃金の低下や、労働環境への悪影響など、厳しい生活状況が続いています。

公共工事の現場で、生活を支える賃金や労働条件を確保するためには、国際労働機関の決議による、公契約における労働条件に関する条約の趣旨を生かし、賃金の底支えとなる制度の確立と、公共工事におけるルールの早急な整備が必要です。

よって、本市議会は、国において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に對する附帯決議事項の趣旨を踏まえた、実効ある施策を早急に推進されることを要望します。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、外務大臣あて

請願 陳情

3月定例会では、請願5件を新たに受理し、継続審査分の請願7件とあわせて審議しました。その結果3件を採択し、2件の取り下げを承認、7件を継続審査としました。

陳情については、継続審査分の陳情9件を審議しました。その結果、すべて継続審査としました。また、新たに受理した陳情2件については、全議員及び執行機関に陳情書の写しを配付しました。

なお、結論が出ず継続審査となった請願、陳情については、議員任期満了(4月30日)をもって審議終了、廃案となります。また、採択した請願はすべて意見書の提出を伴うもので、意見書欄に掲載してあります。



働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣あて

イラク問題の平和的解決を求める意見書

現在、国連大量破壊兵器査察団は、イラク国内において査察を継続中であり、今後も査察の継続は必要です。また、イラクは国連決議を遵守すべきです。今こそ日本政府は、憲法の平和条項を生かして、平和的解決の国際的世論を広げること全力を尽くすべきです。

よって本市議会は、政府と国会に對して、国連憲章に基づき平和的解決を促進するよう強く求めます。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣あて

議会が変わりました!

昨年12月定例会で可決された、「市議会委員会条例」及び「市議会会議規則」の改正により、平成15年4月1日から次のように取り扱いが変更になりました。

委員会の傍聴が、原則として自由公開になりました!

これまで委員会は、「制限公開」として、「委員長の許可を得た者が傍聴することができる」とされていましたが、**本会議と同様の公開制**となり、議会事務局で傍聴の手続きをするだけで、自由に傍聴していただけるようになりました。どうぞお気軽に、傍聴にお越しく下さい。

請願(陳情)は、請願者(陳情者)の署名があれば印鑑が不要になりました!

これまで請願(陳情)の提出には、請願者(陳情者)の「記名押印」が必要でしたが、**請願者(陳情者)の署名(自筆による)があれば、押印は不要**になりました。請願(陳情)の趣旨に賛同する方の署名を集める場合も、これまででは署名者の押印(拇印も可)が必要でしたが、**自筆による名前があれば、押印は不要**となりました。したがって、自筆によらないものは従来どおり押印(拇印も可)が必要になりますので、ご注意ください。請願(陳情)書の詳しい書き方は下記をご覧ください。



請願・陳情を提出するには

市政などについては、直接市議会に要望できる制度として、**請願と陳情**があります。議員の紹介があるものを請願、ないものを陳情といいます。小平市議会では、原則として陳情は文書表の配付のみとなります。

【受付】

市役所7階の議会事務局で受け付けいたします。郵送での受け付けはしません。定例会ごとの受け付けの締め切りについては、本ページ左側の「今後の市議会の日程(予定)」をご覧ください。

道路、建物など場所に関するものは案内図をつけてください。

<書式例>

- 件名は、「**について**」と記入してください。
- 請願(陳情)理由・事項は、なるべく分かりやすく簡単に記入してください。
- 請願には、紹介議員の署名または記名押印が必要です。
- 提出年月日、請願(陳情)者の住所、団体名(あれば)、電話番号を記入し、氏名を署名または記名押印してください。
- 署名簿は、請願(陳情)書と一体(ひとつづき)にしてください。署名は、住所と氏名(自筆か、記名し押印したもの)が必要です。

件名	_____	について
請願(陳情)理由	_____	
請願(陳情)事項	_____	
1.	_____	
2.	_____	
3.	_____	
紹介議員	氏名	(印)
	平成	年 月 日
請願者(陳情者)	住所	_____
	団体名	_____
	氏名	(印)
	電話番号	_____
小平市議会議長 殿		
署名簿		
	住所	_____
	氏名	(印)

あとがき

議員任期最終の議会を無事終えることができました。4年間を振り返ると、さまざまなことが思い出されます。次号から新しい編集委員のもと、市議会だよりが生まれ変わりますが、変わらぬ愛読のほど、

議員任期最終の議会を無事終えることができました。4年間を振り返ると、さまざまなことが思い出されます。次号から新しい編集委員のもと、市議会だよりが生まれ変わりますが、変わらぬ愛読のほど、

よろしくお願い致します。紙面についてお気づきの点がありましたら、議会事務局まで、お知らせてください。

〒187 8701小平市小川町二丁目
1333番地
議会事務局
1333番地
議員任期最終の議会を無事終えることができました。4年間を振り返ると、さまざまなことが思い出されます。次号から新しい編集委員のもと、市議会だよりが生まれ変わりますが、変わらぬ愛読のほど、